

議案第九号

中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年二月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十八号）
の一部を次のように改正する。

別表中「89,600円」を「93,500円」に、「70,800円」を「74,200円」に、「64,700円」を
「67,700円」に、「41,900円」を「49,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

特別区人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき令和8年度幼稚園教育職員の給与整備を行うに当たり、中央区教育委員会規則の一部改正をする必要が生じたため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十八号）

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額			
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		
園長	93,500円	74,200円	園長	89,600円	70,800円		
副園長	67,700円	49,400円	副園長	64,700円	41,900円		
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p>							